

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

尾身先生もきょうは来ていただいてありがとうございますで、まず尾身先生にお尋ねをいたします。

このコロナの感染が拡大をいたしましたして、いろいろな方とお話すると、やはり、自分が感染しないように細心の注意を払っている、あるいは、家族に感染させないように細心の注意を払っている、身も心も神経を使い過ぎてもう疲れ果てた、こういう生活はいつまで続くのというようなことをおっしゃる方が大変多いございます。

専門家の立場からまず尾身先生に、今の問いへの答えというのとはどんなものでございましょうか。

○尾身参考人 お答えいたします。

今の先生の、市民、国民がもう疲れていて、何をしたいか不安という気持ちですよね。それも私は、一国民、市民としてよく、私もそう思います。

その上で、一つ、こういう機会にぜひ申し上げ

たいことは、実は、ずっと、二月から半年以上にわたって、この感染症は、基本的には感染拡大する一番のドライビングフォースは、クラスターを通しての感染ということは、もう当初からわかっています、今もその事実は変わりません。

そして、実は、国民の方に一定程度の安心感というものを持つてもらおうと思つて、政府の方ではかなり力を入れて、クラスターの発生というのが一体どういう場面で起きたというのを、感染研のクラスターの調査、あるいは内閣府、厚生省でも自治体の人にかなり広範に調査して、その結果三密ということは前から言っていたんだけれども、その三密という場面は社会のどこにでもあるわけじゃなくて、一定の、五つの場面に集約されるということがわかってきたんです。

そのことが残念ながらもまだ多くの人に伝わっていないので、ぜひこういう機会に、実は、三密、大声、換気ということが、そういうことは前から言われていたんだけど、その具体的な場面はどうかということ調べて、エビデンスが一定程度出てきたので、そのことをぜひ皆さんに周知してやっていただく、何でも全部抑制するんじゃないで、一部の肝をやっていたかどうかということで、今の先生。

その上で、更にもう一つ加えますと、じゃ、今、飲み会、飲食というところで感染が広がっているというのは先生御存じ。そういう場面でも、どういような工夫をすれば感染のリスクが下げられるということも政府として提案していますので、この二つの点は実は余りまだ知られていないので、

ぜひこの機会に、先生方を通して広報していただければと思います。

○長妻委員 ありがとうございます。

そういう意味では、今おっしゃったようにめり張りをつけるというようなことや、あとは、出口ということでありませけれども、やはり、治療薬のみならずワクチン開発、有効性、安全性にすぐれたワクチンということが重要だと思えます。

今回も、予防接種法の改正案の審議なんですけれども、その中で、我々立憲民主党として、今お配りしておりますが、「新型コロナウイルス五原則」というものを作成いたしました。

これは田村大臣にお伺いしたいんですけれども、ちよつと読み上げさせていただきますと、「国民の皆様が納得して接種することができるよう」ということで、

一 政府はリスクとベネフィットを包み隠さず、最新情報が更新される度に迅速に説明する

*特に副反応リスクと感染予防・発症予防・重篤化予防それぞれの予防効果の程度や有効期間等についてはできるだけ詳細に説明する

二 政府がリスクとベネフィットをどう比較衡量して接種を判断するのか、わかりやすく科学的根拠に基づいて説明する

リスクというのは副反応や有害事象、ベネフィットというのは有効性ですけれども。

三番「接種対象者の選定や優先接種者の決定を行う場合は、その科学的根拠を示した上で、国民の意見をよく聞き判断する」、四番「接種についてはあくまで個人の判断とする」その判断のため

に国民が求める情報はタイムリーに迅速・的確に届ける」、五番「副反応含め疑い事象について相談窓口を周知し、迅速な対応と情報公開を徹底する。救済制度の更なる充実を図る」というものなんでしょうが、これをぜひ、私はそんなに違和感があるものはないと思いますので、政府もこれを遵守していただいて、やるというようなことを大臣からおっしゃっていただければと思います。

○田村国務大臣 今、五原則ということでお示しをいただきました。

これをずっと読ませていただきました。私も、この予防接種法の改正ですね、ここで皆様方と御議論、御審議を、この法律、していただいているわけでありませうけれども、その中で申し上げてきたことがこの中にそのまま盛り込んでいただいているなというふうに思います。

「救済制度の更なる充実」というのは、ちよつとどういふことをおっしゃっているのかはつぶさにはわからないんですが、ただ、救済制度に早くアクセスして、より救済制度を受けられやすい体制整備という意味からすれば、ここもおっしゃっておられる意味はよくわかるわけでありまして、この五つの原則というものを、思いを一緒にしながら、しっかりと充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

○長妻委員 思いを一緒にしながらということで、合意をしていただいたと理解いたします。

今後、この五原則に沿って、やはり我々も協力あるいはチェック、監視も含めてさせていただきたいと思っておりますので、政府も、合意いたしました

ので、これを国民の皆さんに、一から五までを、それぞれのフェーズでコミュニケーションを役割分担をとっていただくと、非常にわかりやすくお願いをしたいと思います。

その中で、安全性ということでございますけれども、安全性の私は守護神だと思っておりますが、きょう来ていただいている藤原理事長だと思っております。

藤原理事長は、この資料の六ページ目にもございますけれども、これは、ワクチンを実際に、最終的には大臣が承認するわけですが、一番初めに申請書類を受け付けて、この医薬品医療機器総合機構、PMDAが相当専門的に審査をする。そして、その報告書に基づいて、この薬事・食品衛生審議会で審議すること、いずれにしても、このPMDAでほぼ実質的には決まってしまうというふうに私は理解しております。相当責任が大きい。

安全性の守護神、国民の皆さんの期待は非常に高いのですが、きょう、藤原理事長にお出ましいただいてるのでお尋ねしますが、ちょっとその中で気になるのが、先ほども自民党の議員の方からここで質問がありまして、オリンピックに向けてワクチン接種体制を組んでほしい、そんな趣旨の話がありました。もちろん気持ちはわかりますけれども、オリンピックありきで、オリンピックがあるからそれまでに間に合うように、まあ安全性はちょっと目をつぶってどんどん打ちちゃおう、まさかそんなことはないと思えます

れども、非常に、政治的思惑が先行して安全性がないがしろになるということは絶対あってはならないので、まず、理事長、政治的思惑なんかは全く関係なく審議をするんだということを、ちよつとここでお約束いただければと思うんですが。

○藤原参考人 お約束させていただきます。政治とは関係なく、科学的に審査するのが私どもの務めでございます。

○長妻委員 今、言い切っていたら、ありがとうございます。それを本当に頼りにしております。

結局、第三相試験は、日本人ではなかなかできないというようなことが前回の質問で明らかになったわけでございます。ということは、これは、理事長、第三相試験なしで、どういふふうに安全性が担保できるんですか。

○藤原参考人 PMDAで九月に公表しておりますけれども、新型コロナウイルスの評価に対する考え方というのがございまして、その中で、私も、国内外を問わず、原則として、新型コロナウイルス感染症の発症予防効果を評価する検証的臨床試験、あるいはこれは第三相試験と叫ぶ必要もいふんですけれども、その試験を実施する必要がある、国内外を問わず実施するというふうには述べております。

一方、この九月の評価の考え方の中で、海外で発症予防効果を評価する検証的試験、第三相試験が実施される場合には、日本人における免疫原性、これは抗体価の推移とかを見る試験ですけれども、免疫原性とか安全性を確認することを目的とした

国内臨床試験を実施することも十分可能ですという表現をしております。つまり、海外で大規模な試験があった後に、国内でもちゃんと試験をしていただいて、その結果をもとに判断するということとなりますので、先ほども申し上げたとおり、いずれにしても、PMDA、私ども医薬品医療機器総合機構は、科学的な知見を踏まえてきちっと評価、審査をしてみたいと思います。

○長妻委員 そうすると、第三相試験はやるということですか、日本人で。何千人、何万人単位で。藤原参考人 先ほど申し上げたように、海外で何万人を対象にした試験の追加的試験を国内でやっていたかどうかということになります。

○長妻委員 そうすると、ちょっと、前回私が質問したときは、第三相試験は日本ではできないという話が、たしか厚生大臣から協田所長からありました。たしか、第三相試験を日本人でやるということですね、今のお話は。

○藤原参考人 私が申し上げましたのは、海外で第三相試験が存在する場合には、国内で免疫原性や安全性の確認を目的とした臨床試験をやる、これは第三相試験という表現はしません。国内の臨床試験で免疫原性や安全性を確認します、そういう試験をやっていたかどうかということで、第三相試験とは申し上げていません。

○長妻委員 これは、先ほど正林健康局長が、一人人で、日本人で検査するというような話がありましたけれども、田村大臣、これは決まっているんですか。

○田村国務大臣 臨床試験というわけではなくて、

たしか局長は医療関係者というような説明をしたと思いますが、そういう方々をまず初めに打つわけですね。それは、言うなれば、感染リスクが高いという中において優先順位に数えられている方々でありますから。

その中において、いろいろな副反応等々のことが情報収集の中でわかってくるので、そういう意味で局長が申し上げたんだというふうに理解いたしております。

○長妻委員 ちょっと私が聞いたのと、そういうニュアンスですか。つまり、一人人、日本人で検査すると局長がおっしゃったのは、それは承認後にもう打ち始めて、医療関係者に打って、じゃ、医療関係者に打った方一人人はちゃんと追跡調査をしますと。

そんなような趣旨で、事後的なことをおっしゃったということですか。

○田村国務大臣 高木委員にお答えされた件ですよね、局長が。（長妻委員「はい」と呼ぶ）

私はそういう理解でおります。

○長妻委員 そうすると、結局は、日本人に対しては、今百六十人ということも聞いておりますけれども、数百人単位でとどまると、PMDAの理事長も第三相試験ではないというような話なので、非常にこれ、大丈夫なのかということがあるんです。

実質的に、PMDAにお話を聞きますと、専門協議というところが非常に重要だと。そこに出席した方も、お話を聞きましたけれども、この専門家、日本最高峰の専門家が集まってPMDAの中

で専門協議すると。

ただ、レムデシビルは専門協議をやらなかったということ、これは私は政治銘柄だったからではないかと疑っているんですけども、申請から承認までたった四日です。通ってしまっただけで、これは、理事長、まさかこのコロナワクチンについては専門協議をすつ飛ばすということはありませんね。専門協議、ちゃんとやっていただけますか。

○藤原参考人 専門協議は、PMDAの承認審査の過程の一つに位置づけられておりまして、PMDAで行いました審査の内容について、外部の専門家の先生方の御意見を聞き、PMDAにおける承認審査の質を担保するために、参考の位置づけとして行うものでございます。したがって、必要に応じて実施するものでございます。

新型コロナウイルスにつきましては、有効性や安全性等をしつかりと確認することは当然のこととございまして、承認申請があった場合は、国内外の治験、臨床試験のデータ等と最新の科学的知見を踏まえまして、専門協議の要否や具体的にどのように行うかも含めて、適切に審査してまいりますか」と呼ぶ）

これはやはり、申請をいただいて、その上で判断をするということになると思います。まだ申請前でございますので。

○長妻委員 これは田村大臣も、実質的にはこの専門協議で決まるんですよ、PMDAの中の。レムデシビルではやっていない。十年前の新型イン

フルエンザのときはやりましたので、専門協議、ほとんどやっていますので、これはちゃんとやるように、ぜひ大臣からも指示をしていただきたいというふうに思います。

それでは、もう一つは、申請書類については全く全部非開示となるということなんですが、ただ申請書類そのものに第三相試験の実際のデータが書いてあるんですね。

結局、PMDAの報告書を見ますと、全然それが、バックデータがなくて、文書が並んでいるだけということなので、これは、理事長、申請書類にある、当然その企業秘密は消していただいて結構ですので、第三相試験の有害事象、副反応のデータについては申請書類から抜き出して公表いたなく、こういうことはいかがですか。

○藤原参考人 審査の報告書は私どもPMDAの審査の根幹だと私は考えております、先生の思っでいらつしやるとおりでございます。その中で、安全性に関するデータ等についてはこれまでも適切に審査報告書の中に表現されているというふうに考えております。

ただ、申請資料自体は、PMDAのホームページを見ていただいてもわかりませんが、申請資料全体のいろいろなサマリー、特に安全性のところは多分黒塗りはほとんどございませんけれども、全てこれまでも開示されてきておりまして、その企業がつくっている申請資料概要と、私どもの審査資料、審査報告書を突合していただければ、安全性の全体像で、マスクされて開示されていない状況にはないというふうに私は思っております。

○長妻委員 ぜひ国民の皆さんにわかりやすい形で、PMDAが安全性の本来に守護神、最初で最後の守護神でもあるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、理事長はここで結構でございますので、ありがとうございます。

そして、きょうは脇田所長にも来ていただいておりませんが、ファイザーについて、厚生労働省から副反応などについてのデータをいただきまして、今、三ページ目についております、三、四ページ。

これを拝見しますと、上が十八から五十五歳、下が六十五から八十五歳の参加者ということで、副反応について、全てにおいて六十五以上の方が副反応の発症率、発症率が少ない、高齢者ほど少なくなっているんですが、これは、脇田所長、どういうふうに考えればよろしいんですか。

○脇田政府参考人 お答えいたします。

今の長妻先生のお問合せですけれども、一般的に、ワクチンの接種後の有害事象の中には、ワクチンが誘導する免疫反応の強さに関係するというのがございます。一般的に、そういった免疫反応というのは若い方の方が高齢者よりも強いということが言われています。ですので、ファイザーの二相試験で出てきましたデータ、発熱あるいは倦怠感といった症状が高齢者の方が若年者よりもやや少ないという傾向は、そういった免疫反応の強さというものに関係している可能性があるというふうに考えています。

○長妻委員 大臣、こういうことも、もし、実際、

接種する前に判明すれば、高齢者の皆さんは相当心配してきます、七十代、八十代の方と、お話を聞くと、やはり死亡率が非常に八十代の方が高いので、打ちたいんだけど、体が若い人よりは弱いわけで、大丈夫かという心配があるので、逆に、若い人よりも副反応が少ないというデータがちゃんとあれば、一部これは出ていますけれども、ぜひ周知をいただきたい。

それで、もう一点気になるのが、この四ページ目のファイザーのデータですが、下の倦怠感というところがございますけれども、これはプラセボとほぼ同じなんです、出現率が、偽薬と。これは筋肉注射に由来するんじゃないかなとも思うんですが、これも、これは、脇田所長、なぜですかね。

○脇田政府参考人 長妻先生が御指摘のとおり、ファイザーが今開発を進めているワクチンは筋肉内に注射をするものだというふうに承知をいたします。プラセボ群においても、やはり筋肉注射をやりまますので、一定程度、組織の破壊というものが生じます。組織の破壊が生じれば、それは修復反応というものも起きますので、そういった過程での疼痛であったり、あるいは倦怠感といったものも出てくる可能性はあると思います。

ただ一方で、プラセボですので、プラセボ効果というものによる場合もあるというふうに承知をしております。

○長妻委員 そういものについても、田村大臣、実際に完全に明らかになれば、国民の皆さんに周知をしていただきたい、過去にもいろいろ苦い経験がありますので。

それと、脇田所長にちよつと問題意識をお伺いしたいんですが、この接種台帳、予防接種を受けた方々の、自治体等が保管する台帳ですかね、これは、保存期間が五年間ということで、五年たつと捨てちゃう、これは副反応の長期的追跡調査ができない、こういう問題意識というのは、脇田所長、どうですか。

○脇田政府参考人 やはり、接種台帳、つまり、国民の皆さんのワクチンの接種の記録というものは、その後の副反応であったり、あるいは有効性の追跡調査に重要ですので、五年間でそれが廃棄をされてしまうというよりも、長期に保存された方がよいというふうに認識をしています。

○長妻委員 これは私も全く同感なんですけれども、初のmRNAワクチンということで、全く安全性が今のところわからないわけですので。

大臣、どうですか、これは法律改正等をして延長を至急するという事は考えませんか。

○田村国務大臣 おっしゃられるとおり、これは市町村長又は都道府県知事が法律に基づく接種を行ったときから五年間保存ということになっていきます。

昨年の十二月に、厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会、このもとに予防接種基本方針部会というのがございます、ここで議論をいろいろといただいたわけでありまして、この議論も踏まえて引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

○長妻委員 いやいや、そんな悠長なことではないでしょうか。本当はこの臨時国会でやるべきも

のではないかなと思うんですけども。だって、接種が、来年早ければ早々ぐらいに、あるいは年内に始まることはあるのかどうかわかりませんが、それでも、そのときに、早くこの五年というのを延長しないと、もう五年でどんどん廃棄されるということなので。

じゃ、いつこの法律は実行される予定なんですか。提出する予定なんですか。

○田村国務大臣 法律は今提出させていただいているんですけども。（長妻委員「いや、違う違う、この五年」と呼ぶ）ああ、この延長をするかどうかという話ですか。

これは自治体が実際問題、保管をいただきます。もちろん、最近、電磁的記録が変わってきていますから、以前よりは保管はしやすくなっています。という事実がありますし、実際、五年を超えて保管されているところもあるやにも聞いております。そういう意味からいたしまして、まず自治体の御理解をいただかなきゃなりません。

一方で、五年間は保存ですから、ある意味、これから打った接種台帳は五年間は保存をさせていただくわけでございますので、その期間を含めて自治体と議論をしてみたいというふうに思います。

○長妻委員 早く、この接種前に、私は、あるいは早目にそういう算段をこれはつけていただかなければならないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。それでは、脇田所長、これで結構でございますので、どうもありがとうございます。

それで、次に、GOTトラベルキャンペーンについてお伺いするのでございますが、このステージ3というのが一つのメルクマールになっているようにございますけれども、今ここに資料を、最新のものをいただいで資料をつけさせていただいて、十ページ、十一ページに、最新のものをきういただいたんですけれども、ステージ3の指標を上回っているものを、私が赤いボールペンでマークを十、十一ページ、つけました。北海道、東京都、大阪府、沖縄県はほとんど上回っているんですね、ほとんどの指標が。この指標は何かというと、一つは、①病床の逼迫ぐあい、②療養者数、③PCR陽性率、④新規報告数、⑤直近一週間と先週一週間の比較、⑥感染経路不明割合というもののなんですけれども。

これは尾身先生にお伺いしたいんですが、尾身先生中心にこういう指標をつくっていただいて、ステージ1、2、3、4というような目安をつくらせていただいたわけですが、ステージ3にほぼ該当すると思われる都道府県というのはどこでございますか。

○尾身参考人 先生にお答えをいたします。まず、どの県かということの前に、このステージ2を、我々が考えを示したときの基本的な考えをもう一度復習しておくことが必要だと思います。まず、これは、我々分科会が、国あるいは自治体がある地域の判断を、ステージ、どこにいるか判断するために、我々がそれを参考にしてほしいということが一点目。

それから二点目には、今先生がおっしゃった六

つの指標がありますよね。それは目安であって、それを機械的に当てはめるんじゃないくて、総合的に判断していただきたいということ。

それから三番目に、これは、今はもう北海道なんかで起きていると思いますけれども、国の動きに先んじて、県の知事さんなんかのリーダーシップで、積極的に先手、国よりもっと先手をとっていただくことも重要だ。

そういうことを申し上げた上で、そういう中で、今、私は、幾つかの県、例えば、北海道が一番典型的だと思いますが、東京とか大阪はステージ3に近づきつつあるという状況であることは間違いないと思います。あと、県によっては、都心部を中心に既に3に近づいている県があるということ、は間違いないので、ステージ3になる前に、本格的に、総合的に、なる前に私はやるべきことが今あるので、緊急にやるべきことをやるということが今非常に重要だと思っております。

○長妻委員 ありがとうございます。

これは、非常にちよつといろいろ、尾身先生が今おっしゃっていただいたとおりだと思うんですが、田村大臣、ちよつとわかりにくいんですね。

つまり、ステージ1、2、3、4と目安を国としては示した。しかし、実際に自分のところは国が示した指標のステージ3ですよと言うのは、都道府県、地域に任されているということだと思っただけですね、私の理解では。だから、幾ら指標が相当詰まってきたても、いやいや、うちは違うというふうに言われると、それはそうなってしまうという理解なんですけれども。

その中で、尾身先生が、今東京都と大阪府がステージ3に近づきつつあると。ただ、東京と大阪がそういうふうには御自身でおっしゃらないと国の基準のステージ3にはならないというふうな理解しているんですが、やるべきこともあるとおっしゃいました。

そういう意味では、尾身座長のところが、分科会が、こういう、九ページの提言を出していただいております、九ページの三番にございますけれども、「全国的にGOTトラベル事業を実施したとしても、ある都道府県がステージIII相当」、ステージ3じゃなくて「ステージIII相当と判断された場合には、当該事業に係る感染リスクを総合的に考慮して、当該都道府県を除外することも検討して頂きたい。」、こういう非常に真つ当な提言が出ていますと思うんですが、「判断された場合」というのは、判断の主体は都道府県の知事ということですか、尾身先生。

○尾身参考人

感染のレベルは各地域によって違いますから、各都道府県の知事が判断できるということは非常に重要だということは、この分科会の提言の骨子になっていきます。それと同時に、国の方も、自治体に丸投げということじゃなくて、国と当該の自治体は、いろいろな、紙の上で出てくる情報だけではなかなかわからないことがありますから、そういう意味で、国の方も、厚生省や内閣府の方は当該の都道府県と十分連携をしながらやっていただくというのが趣旨だと思います。

○長妻委員 そうすると、尾身先生からごらんになって、今ステージ3、3相当と見られる自治体

というのはどこかあるんでございますか。

○尾身参考人 これは、先生、こういう機会ですから申し上げておきたいと思えますけれども、このステージの考え方は、実は、単に感染のレベルを指標とするというだけでなくて、実は、ステージ2と1と、それからステージ3、4の四つに分けていますけれども、大きく分けて、私はこのステージは二つに分かれると思います。

一つは、ステージ1と2というもので、これは、言ってみれば、人々の、我々市民の努力とか、あるいはクラスター感染対策などで何とか乗り越えられる状況。

それで、ステージ3、4というのは、それだけではもう無理で、それに加えて人の動き、経済活動を中心に人の動きを、3は一定程度、4になるともう緊急事態宣言、こういうことで、人の動き、経済活動をかなり強力、ある一定程度に抑えないとできない、そういう思想がこのステージにあります。

したがって、今、私は、今が非常に最後のチャンスと申し上げたのは、早いこの今の瞬間に、ステージ3に近づいておりますから、ここを、人の動きをとめる、抑制するということになる可能性が可能性であるので、そうならないように、直近ですよね、しばらくの間、国民全体がやるべきことを、これは国も自治体も事業者も、国民がやって、そうならないようにやる。万が一そういった場合には、私の分科会としては、政府に人の動きをある程度抑制する作戦をとっていただきたいということを提案するつもりです。

○長妻委員 基本的にそうだと私も思うんですけども、その中で、G o T o T ラベルキャンペーン、政府からは延長すると、この期間をですね、そういう方針も打ち出されております。

さつきのステージの話も、県独自のステージの概念をつくって、国のステージ概念とまた違うような概念もあって、非常に国民の皆さんも混乱をされる可能性もあります。いろいろな論点があると思うんですけども、G o T o T ラベルキャンペーンを延期するというのは、これほどこの地域も除外せずに延期するということなんですか、副大臣。

○岩井副大臣 長妻委員にお答えいたします。

まず、G o T o T ラベルについては、委員も御承知のとおり、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図る、ここまでは御異論はないと思います。その後の対応ということでございますが、まず、国交省としては、観光関係事業者、旅行者の双方において互いに着実に感染拡大防止策をやるということをしつかりと、その方針は変わっておりません。

各自自治体に対しての対応ということでありませうけれども、分科会からは、ある都道府県がステージ3相当と判断された場合には、G o T o T ラベル事業に係る感染リスクを総合的に判断をして、当該都道府県を除外することも検討していただきたいということと、あと、いずれのステージにあるかについては各都道府県が判断する必要があるんですけど、それを踏まえて政府が、丸投げをするのではなくて、各都道府県と調整をする必要があるという提

言をいただいております。

現時点においては、国の分科会のステージ3相当と判断された都道府県はないものと承知しております。先ほど尾身先生の方からも、ステージ3に近づきつつあるという話がありましたが、私どもとしては、G o T o T ラベル事業から除外をしてほしいといった御意見もまだいただいていないということでありまして、国土交通省といたしましては、引き続き、各都道府県の御意見を伺うなど、しつかりと連携をとりながら感染拡大防止に向けた取組を徹底するとともに、感染状況を見きわめつつ、適切に事業を実施してまいりたいと思っております。

尾身先生、会長から、G o T o T ラベルを今のままの形で継続する選択肢はない、若しくはG o T o T ラベルの運用の仕方を参加者と事業者双方が感染防止対策を徹底するよう基準を追加するなどにより変えてもらう必要があるといった趣旨のお話があったのも承知をしております。

国交省としては、それを受けまして、先般…：（長妻委員「ちよつと、長い。委員長。だめ。副大臣じゃだめ。だめだつて」と呼ぶ）

○とかしき委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○岩井副大臣 はい。

地域共通クーポンを利用した飲食やG o T o T ラベル事業を利用する団体ツアーに含まれる飲食について四人以下の単位にするとか、さまざまな措置を講じているところがあります。それを講じて、しつかりと対応していきたいと思っております。

○長妻委員 全く私の質問に答えていないですね、長々と。延期するんですかと。続けるんですか、延期するんですかということですよ。

○岩井副大臣 延期をする、続けるという判断というよりは、現時点においては、しつかりと策を講じさせていただいて、今後とも適切な対応を講じていきたいと思っております。

○長妻委員 あれ、大臣が会見で延期するというをおっしゃいましたよね。

じゃ、延期はしないんですか。

○岩井副大臣 G o T o T ラベルの延期については、現時点では延期をするということを考えているわけではございません。

○長妻委員 今、ステージ3にまだなっていないんだ、近づいているだけだというような趣旨の答弁がありましたけれども、ステージ3になったら遅いですよ、もう。近づいているんですから、今、手を打たないといけないと私は強く思います。

札幌では、とうとうきのう、不要不急の外出の自粛、往來の自粛を要請したじゃないですか。ところが、G o T o T ラベルキャンペーンは、札幌市、出入り自由じゃないですか。そんな矛盾を放置して、それで、ワクチンなり、国民の皆さんも神経を使つて、感染を早く何とかしたいと、感染しないように、御家族を含めて神経をすり減らして頑張つて。医療関係者の意見も私は聞いてほしいと思うんですね、G o T o T ラベルキャンペーンで。相当、私、意見を聞きまされたけれども、本当に憤りを持っておられる方も大変多い。私は、今、政府が何か自民党の大物議員をそん

たくして、G o T o トラベルにはちよつと余りさわりたくないなみたいなの、そういう雰囲気があると思いませんか。おかしいんじゃないかなと思いますよ。ステージ3になるまで待つていまず、なつたらちよつと考えますみたいな話というのは、私、通らないと思うんです。

これは、田村大臣も、別に、国交省の事業ですけど、人ごとじゃないんですよ。縦割り行政を打破すると菅総理もおっしゃっておられるので、これは全体として、私は、経済と感染防止のバランスを考えると、これはそのとおりだと思いますよ。ただ、バランスはずつと、一回決めたらそのバランスのまま進むんじゃないかと、相当状況が、判断したら、こつちをもうちよつとこういうふうにしないといけないという尾身先生のさつきの話どおりだと思うんですよ。

ですから、田村大臣がリーダーシップを發揮して、G o T o トラベルはうちの所管じゃないなんて言わないで、それはちよつと、ステージ3になったら考えます、検討しますじゃなくて、近づいているだけですか、そういう答弁を許さないで、ちゃんとやっていただきたい、閣内でもちよつと言っていた、いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣 所管は違います。ただ、内閣一体ですからね、それは。我が省にもアドバイザーボード、専門家の方々はおられます。その方々の御意見をしっかりと伺いして、しかるべき対応は、そのときに御指導いただきながらすることであろうというところであります。

ただ、今までそういう状況で、専門家の方々からそこまでの御議論はいただいていないということとであります。

○長妻委員 何か腰が引けているような、余り、そんなくしているのとすると、これは国民の命がかかっているわけですから、医療関係者の逼迫、医療崩壊もかかっているわけですから、もうちよつと科学的に、まあ、経済もわかりますよ、ほかの手段というのも模索しながら、経済的支援を本当にやる時期が来ているんじゃないかと強く私は思います。

例えばこういう方もおられると思いますよ。北海道、大変だから、こういう外出自粛、往来自粛が出たから、予約したけれども自発的にキャンセルすると。そうすると、そのキャンセルしたのは、一銭もキャンセル料を払わないでいいんです。これは自己責任になるんですかね。そうすると、やはり政府が一定のこれをやつてもらわないと、何か自己責任みたいな話もありますよ、政府の中に、G o T o トラベルキャンペーンに行くのは自分で注意してくださいみたいな。こんな大切な局面で、尾身先生も最後のチャンスと言っておられる大切な局面で、だめですよ、これは。と強く思いますので、副大臣、ぜひ持ち帰つて、強い危機感を共有していただきたいというふうに思います。ぜひよろしくお願いします。

それでは、このテーマはこれで終わりますが、本当に強く強く要請をいたします。じや、副大臣と尾身先生、これで結構でございますので、どうもありがとうございます。本当にお願いをした

いと思えます。

そして、予防接種法の九条に努力義務が書いてあるわけですが、接種するときの努力義務。先日来議論がありますのは、自己判断で接種するしないを決めるといふような議論がここでもございまして、たけれども、そのときに、努力義務というのは一体何なのかということなんです、大臣。

つまり、努力義務はある。当然、今回の法律では政令で努力義務を外すこともできますよ、一定の年齢とかに。ただ、努力義務は、今は一応、政令がない限りあるということですね、今回のコロナワクチンについても。そうすると、努力義務があるのとないのとで一体何が違うのかということなんです。自由なのか、でも、努力義務があるのとないのと全く同じではなくて、いろいろ私も内閣法制局にもお話を伺いました。

ここにも、法律辞書が書いておる、五ページでございますけれども、努力義務とは何か、法律において。罰則などの法的制裁が科されない、義務違反に対して。また、私法上の効力もない。ただし、行政指導の対象となることはあるというように書いてあります。

つまり、第九条の二項は、対象者が十六歳未満の者、その保護者は、臨時の予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない、つまり、十六歳未満の方の保護者は、保護者にも受けさせる努力義務がかかるというように、これも今回のコロナワクチンでは生きていますので、政令で外さない限り。

そうすると、行政指導の対象となるというのは、

例えば具体的にどんな行政指導がその方に行われるんですか。

○田村国務大臣 行政指導の対象になり得ることもあるという前提で、行政指導に従わなかった場合に不利益取扱いはしてはならないということはおも委員御理解いただくとありますが。前提として、行政指導が、なり得る場合もあると書いてありますが、今般、この予防接種の努力義務に関しては行政指導の対象にしようという考え方ではありません。

○長妻委員 行政指導の対象にはしないということですか。

ただ、いろいろな法制局、内閣法制局、衆議院法制局とも相当議論しました、努力義務とは何ぞやということ。ただ、こういう議論もあるんですね。これはまた別の方の意見ですけれども、例えば、努力義務違反に全くリスクがないわけではない、対応を怠る又は努力義務とは正反対の行動を行った場合、努力義務違反によって被害を受けた第三者から損害賠償を請求されたり、あるいは監督官庁から行政指導を受ける可能性があるというようなことをおっしゃる方もいるんですけれども。

世の中の努力義務という法律用語がそういう概念なので、大臣が、じゃ、行政指導はしないと断言すれば、今のような損害賠償請求とか行政指導というのは一切ないという理解でいいんですか。

○田村国務大臣 行政指導を行うつもりはございません、今般は。

ただ、民事の裁判の対象になるかどうかという

のは、裁判を起こす権利は誰でも持っていますので、訴訟を起こせるのはどうい場合でも起こせると思いますが、どういう訴訟で、どういう責任が課せられるかというのは、つぶさに、今委員がおっしゃっておられるだけでは、私ちよつとわからないので、何ともお答えできませんが。

基本的に、以前から言っておりますし、これは国会の審議の中でも明らかにしておりますけれども、努力義務、これはお願いしますが、しかし一方で、本人の判断で打つか打たないかは決めていただきたい。つまり、接種勧奨という行政からの勧奨、これに対する裏側として、打っていただきたいという意味から、打ってくださいなねという努力義務をかせせていただいている。ただし、そこは、それぞれが御本人が有効性、安全性を御判断いただいた上でということを国会審議でも申し上げておりますので、決してこれが行政指導の対象になるといようなものでもありませんし、あくまでも御判断は御本人の御判断でお打ちをいただきたいということでありませぬ。

○長妻委員 私も、安全性が確認されて有効性があるワクチンであれば多くの方に打っていただきたい、まあ年齢の区分は別にして。それはもう同じ思いであります。

そのときに、やはり、北風と太陽じゃありませんけれども、努力義務を振りかざして、いろいろ政府がキャンペーンをしたり、いろいろなことあると思いますが、やはり一番的確なのは、さっきの五原則のように、ワクチン接種の、つまり、本当に有効性と安全性がちゃんと理解されれば、

言わなくたってみんな打ちますよ。そういうようなやはり説明と、安全性の日本人に対する試験などの、ただ、時間的な制約もあるのもよくわかっていきますので、ただ、いずれにしても、今までの対応を見ますと、公表されているデータも余り出したがらないみたいな体質がちよつとあるやに思われるので、ぜひ大臣のリーダーシップで、リスクコミュニケーション、国民の皆さんにわかりやすく、ぜひ、ワクチンについては大変肝ですので、終息するための、よろしくお願いします。努力義務についても、勘違いされておられる方もいらっしゃるので、努力義務とはこういうことなんだと。義務とついていきますからね、日本語で。ということだと思います。

最後に、八ページ目をごらんいただきますと、これからまた更に深刻になってまいりますのは、基本的に全部深刻ではあるんですけれども、特に致死率、死亡率の高い高齢者施設です。あるいは、障害者施設です。そのクラスターというのが相当てしております。

その中で、大臣に、今、厚労省も音頭をとっていただいて、研修ですね、研修。つまり、高齢者施設とか障害者施設で、まだクラスターは起こっていない、起こっていないけれども、クラスターを防ぐにはこういうやり方がありますとか、あるいは、クラスターが起こったら、これは初動が重要ですから、初めの一時間、二時間、三時間、誰もまだなかなか入ってきていませんので、そのときの初動は、こう、こう、こう、ゾーニングをするとか、いろいろなノウハウというのがあられるわけ

で、研修をしていただいたり、動画を流していただいたり、通知も、相当分厚いのを見ましたけれども、出していただいたり。

私も、現場の方と相当意見交換しました。そうしましたら、いろいろな通知が厚労省から県經由で来るけれども、ちよつとわからないと。一般論的にはわかるけれども、建物の構造も違うので、うちの場合はどうしたらいいのかということ。

そして、千葉県なんかはちよつと聞きますと非常にいい取組をされていて、ICN、感染管理看護師という方を高齢者施設とか障害者施設に派遣して、実際に行って何時間かそこで直接指導して、もしクラスターが起こつたらこういうふうにごみの捨て方はこうですか、消毒はこうですか、ごみの捨て方ということ。ただ、これについてもやはり国のサポート、人、物、金をサポートしていただきたいというふうに思うんですが、あるいは職員のPPEの着脱管理とか。

これはぜひ大臣に、相当、全国に聞いていただいて、これも肝ですので、非常に死亡するリスクが高い高齢者施設、障害者施設、特に高齢者施設実際に県がそういうある程度専門の方が立ち入つて、そして何時間か滞在して指導する、これがなかなかできておりませんので、それを全面的にバックアップするというようなことをぜひちよつと検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○田村国務大臣 言われますとおり、高齢者施設で一度クラスターが起こりますと、本当に、高齢

者は基礎疾患等々をお持ちで、重症化される方がふえてまいります。何としても避けたいという思いが我々もございますので、何度も通知で、例えば発熱されれば必ず検査に早く行つてくださいます。今委員言われるとおり、どうやって感染を起こさせないか、それから、起こつた場合の対応をどうするか、これは大変重要なことでありますので、ウェブ上で研修教材も用意させていただいてお

ますが、一方で、言われるとおり、専門家の方々が現地に行つていただいているいろいろな情報提供や指導をしていただくということも重要であろうと思います。こういうことも順次やつていこうということでも準備いたしております。

○長妻委員 こういうことというのは、実際訪問してということですか。

これは、ぜひちよつと、予備費もありませんから、相当予算をつけて、全国を調査していただくと、やはり不安で、そういう対策が余りとれていないところはいっぱいありますので、高齢者施設が肝ですので、ぜひそこに訪問して対応するよう、早急につくつていただきたい。千葉県からもうこういうのをいただいで、テキスト、立ち入つたときに資料に基づいてこういうふうな指導するというのもありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、七ページをちよつとごらんいただきまして、これはきのう岡部先生が配付した資料で、石川県でかつてはしかがはやつたときに大学生などに對する集団的予防接種をした写真らしいんで

すが、これは相当密ですよ。

ぜひ、このコロナワクチンにつきましたも、大臣、ロジスティックスを、これはひよつとしたら私もどういうロジスティックスになるかわかりませんけれども、考えていただきたいということを最後、質問をいたします。今、どんな想定をされていますか、どういうロジスティックスで打つ。

○とかしき委員長 持ち時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 はい。

今検討いたしておりますが、例えば、それぞれ打たれる方々の時間設定、予約時間等をクーポン等々でお示しをする必要がありますとか、それから動線をちゃんと分けなきゃいけないので、そういうことは想定されませんが、まだ細かいところいろいろなことをやらなきゃいけないと思います。検討して、おっしゃられるとおり、そこでクラスターが起こつてしまったら意味がない話でございますので、そういうことが起こらないように、各自治体と協力してまいりますというふうに思います。

○長妻委員 では、しっかりとよろしく申し上げます。ありがとうございました。